

介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算について

1. 取得状況

(1) 処遇改善加算

算定した加算の区分 介護職員処遇改善加算 I

賃金改善実施期間 令和3年7月～令和4年6月

令和3年度介護職員処遇改善加算総額 19,833,421円

賃金改善所要額 20,836,802円

賃金改善を行った賃金項目及び方法

社会福祉法人六心会が運営する地域密着型特別養護老人ホーム縁、グループホーム里、小規模多機能ホーム楽において3事業所を一括して法人全体の賃金改善とし、各年度の交付支給月より介護業務に携わる職員に対して、常勤者については5,000円～10,000円の処遇改善手当及びキャリアに応じたキャリア手当を、非常勤職員については基本給となる時給について、キャリアに応じて90円～290円を上乗せして支給した。また、毎月支給した交付金の残額は、年2回の賞与の原資として常勤の介護職員に支給した。

(2) 特定処遇改善加算

算定した加算の区分 介護職員処遇改善加算 I 及び II

賃金改善実施期間 令和3年7月～令和4年6月

令和3年度介護職員処遇改善加算総額 4,891,024円

賃金改善所要額 4,901,000円

賃金改善を行った賃金項目及び方法

社会福祉法人六心会が運営する地域密着型特別養護老人ホーム縁、グループホーム里、小規模多機能ホーム楽において3事業所を一括して法人全体の賃金改善とし、各年度の交付支給月より、以下に該当する常勤の介護職員に対し特定処遇改善手当を支給する。A-1：介護福祉士で勤続10年以上かつ介護経験年数が10年以上の者に対して20,000円、A：介護福祉士で介護経験年数が10年以上の者に対して15,000円、B-1：介護福祉士で介護経験年数が5年以上の者に対して10,000円、B-2：介護福祉士で介護経験年数が5年未満の者に対して5,000円、B-3：その他の介護職員に対して5,000円。毎月支給した交付金の残額は、年2回の賞与の原資として常勤の介護職員に支給した。

2、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み

職場環境等要件

資質の向上

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

労働環境・処遇の改善

新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入

- ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

その他

- ・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
- ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・ 非正規職員から正規職員への転換